

横浜市行政不服審査会答申  
(第159号)

令和7年8月12日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「愛の手帳交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、横浜市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人からの愛の手帳交付申請に対して障害の程度を軽度（B 2）、交付日を令和 6 年 1 月 25 日として行った愛の手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が本件処分の変更を求める事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 令和 5 年 12 月 22 日に実施された審査請求人の田中ビネー知能検査 V（以下「本件検査」という。）において審査請求人の知能指数は 50 と判定されており、当該結果を採用した上で障害の程度を判定すべきである。
- (2) 障害の程度につき、ビネー式知能検査による判定が適切でないと判定機関の長である障害者更生相談所長が判断した場合に他の手法によることも可能とする旨の説明は、本件検査前に審査請求人に対し告知すべき事項であるが、当該説明がなされなかった。
- (3) 処分庁は、令和 5 年 12 月 28 日の判定会議において医学的判定が必要と判断し、その結果を踏まえて令和 6 年 1 月 22 日に医師による診察を行ったと述べるが、そうであるならば、医師の診察予約は令和 5 年 12 月 29 日以降になされるべきである。しかし、医師の診察予約は、医学的判定が必要と判断される前の令和 5 年 12 月 22 日の本件検査が終了した時に決められていた。そうすると、仮に検査結果が「IQ 51 以上」であれば「基準通り B 2 と判断する」、仮に「IQ 50 以下」であれば「医学的判定が必要と判断する」と検査結果を見てあとから都合よく判断、都合よい選択ができてしまう状況であったと考えられる。

検査結果を見て医学的判定の要否を選択できる状況は、公正性を欠き違法不當である。

- (4) 処分庁は、「今回の検査値によると中度レベルの精神遅滞となるが、これまでの生活歴や判定歴、診察時の様子から、軽度精神発達遅滞と判断する」としているが、これは誤りである。審査請求人の主治医の令和 6 年 6 月 27

日付け診断書によれば、「⑪現症時の日常生活活動能力及び労働能力」欄には「通院を含め、外出やかんたんな家事身の回りも一人では全く出来ず、保育士資格は取ったものの実際に就業出来る能力は全くなく、単身自立は全く不能」と記載されており、心理記録と合わせて総合的に判断すれば、中度（B 1）以上の判定が妥当である。

(5) 処分庁は、「発達期（18歳）以前の対象者の日常生活の能力を良く知る両親等から状況の確認を行います」と弁明しているが、審査請求人の両親の説明には信用性に欠ける部分があり、これを主軸として判断することはできず、審査請求人は第三者の支援なくして生活できないことから、中度（B 1）以上の判定とすべきである。

#### 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 療育手帳交付に係る判定業務は、判定会議を経て行い、医学的判定及び心理学的判定を踏まえて行っている。
- (2) 知的障害は発達期（おおむね18歳未満）にあらわれる知的機能の障害をいうところ、審査請求人は18歳を超えていたため、知能検査だけでは知的障害の有無を判断できないことから、令和5年12月28日の判定会議において、判定機関の長は、横浜市療育手帳制度実施要綱（令和5年4月1日改正。以下「要綱」という。）第5条第1項ただし書に基づき、ビネー式知能検査による判定が適切でないとして医学的判定が必要と判断した。
- (3) 令和6年1月22日に行われた医師による診察の結果、軽度精神発達遅滞との医学的意見を受けた。当該医師は、審査請求人の心理記録の内容を踏まえて診察を行った。
- (4) 令和6年1月25日の判定会議において、判定機関の長が上記医学的意見を踏まえて障害の程度を軽度（B 2）と判定した。
- (5) 確かに本件処分を行うに当たっては、審査請求人の知能指数によらず障害の程度を判定しているが、これは判定会議において医学的判定が必要であると判断されたためであり、心理記録と医師の診断を総合的に判断して行われた本件処分に違法又は不当はなく、本件審査請求については理由がない。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 要綱等の規定

ア 療育手帳制度は法律の規定に基づくものではなく、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）を受けて、各自治体が自治事務として運用しているものである。

横浜市においては、要綱を定めて療育手帳交付のために必要な事項を規定している。

イ 要綱第 3 条第 1 項は、「手帳は、横浜市に居住地を有し、児童相談所又は障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）において知的障害があると判定された者に交付する。」としている。

ウ 要綱第 4 条第 1 項は、「手帳の名称は愛の手帳とする。」と定め、第 4 条第 2 項第 2 号は、療育手帳の記載事項として、「障害の程度」を定めている。

エ 要綱第 5 条第 1 項本文は、「障害の程度の判定は、標準化されたビネ一式知能検査による診断範囲値（以下「知能指数」という。）を用いて、別表 1 に掲げる基準により、判定機関の長が行うものとする。」と規定し、同項ただし書は、「ビネ一式知能検査による判定が適切でないと判定機関の長が判断した場合は、他の手法によることも可能とする。」と規定する。

そして、要綱別表 1 は、「障害の程度：中度・B 1、知能指数：おおむね 36 以上 50 以下のもの」、「障害の程度：軽度・B 2、知能指数：おおむね 51 以上 75 以下のもの」と規定する。

オ 要綱第 6 条第 1 項は、「交付対象者又は交付対象児の保護者は、交付対象者又は交付対象児（以下「交付対象児者」という。）の写真、その他市長が必要と認める書類を添付した愛の手帳新規交付申請書（第 2 号様式。以下「新規交付申請書」という。）を、居住地の福祉保健センターの長（以下「福祉保健センター長」という。）を経由して、市長に提出しなければならない。」と規定する。

カ 同条第2項は、「新規交付申請書を受理した福祉保健センター長は、愛の手帳判定依頼書（第3号様式。以下「判定依頼書」という。）を判定機関の長に送付するものとする。なお、判定依頼にあたっては、愛の手帳の申請について（第3号様式の2）により決議する。」と規定する。

キ 同条第3項は、「判定機関の長は、交付対象児者について判定を行い、判定結果を判定依頼書の判定結果記入欄に記入のうえ市長に送付するものとする。」と規定する。

ク 同条第6項は、「市長は、手帳の交付を決定したときは、福祉保健センター長を経由して当該申請者にこれを交付するものとし、・・・。」と規定する。

ケ 知的障害者更生相談所設置運営基準（平成15年3月25日障発0325002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の1(2)において、知的障害者更生相談所は知的障害者の医学的、心理学的判定業務を行うこととされ、これには療育手帳交付に係る判定業務も含まれている（同基準第二の3(1)ウ）。そして、更生相談所における判定業務の処理については、判定会議を経て行うことが原則であるとされている（同基準第二の3(2)）。

## （2）争いがないか、証拠により認められる事実

ア 審査請求人は、令和5年11月6日、要綱第6条第1項に基づき、愛の手帳の新規交付申請を行った。

イ 審査請求人について判定を行うため、令和5年12月22日、判定機関である横浜市障害者更生相談所は、要綱第5条第1項本文に基づき本件検査を実施したところ、知能指数が50であるとの検査結果となった。

ウ 判定機関の長である障害者更生相談所長は、令和5年12月28日、判定会議を開催し、審査請求人が本件検査時点で18歳を超えていたことから、要綱第5条第1項ただし書に基づき、ビネー式知能検査による判定が適切でなく医学的判定が必要であると判断した。

エ 令和6年1月22日、審査請求人の障害程度の判定のため、医師による診察が行われた。当該診察による医学的意見書の意見欄には、「今回の検査値によると中度レベルの精神遅滞となるが、これまでの生活歴や判定歴、診察時の様子から、軽度精神遅滞と判断する。」と記載されている。

オ 判定機関の長は、令和6年1月25日、判定会議を開催し、上記エの医

学的意見を踏まえ、要綱第5条に基づき障害の程度の判定を行い、審査請求人の障害の程度を軽度（B2）とする決定をした。

カ 处分庁は、要綱第6条第6項に基づき、令和6年1月25日を交付日とし、障害の程度を軽度（B2）とする本件処分を行った。

### （3）争点に対する判断

ア 障害の程度の判定方法の適否

#### （ア）要綱の規定内容が合理的であるか

要綱第5条第1項本文は、障害の程度の判定は標準化されたビネー式知能検査による診断範囲値を用いて判定機関の長が行うものとし、同項ただし書は、「ビネー式知能検査による判定が適切でないと判定機関の長が判断した場合は、他の手法によることも可能とする。」と規定する。

標準化されたビネー式知能検査は、特段年齢を限定せず知的水準を評価するための知能検査であるが、知的障害は発達期（おおむね18歳未満）にあらわれる知的機能の障害をいうところ、18歳以降に発症した精神疾患による知的低下、加齢に伴う現象等は知的障害に含まれないことから、18歳を超える対象者については、知能検査の結果のみにより障害の程度を判定することは適切でないとして、他の手法により判定することも可能であるとする要綱の規定内容は合理的なものである。

#### （イ）他の手法によるとの判断が適切であったか

本件において、本件検査の結果、審査請求人の知能指数は50であり、要綱別表1の基準に基づけば障害の程度は中度となる。しかし、判定機関の長は、審査請求人の18歳以前の生活状況に関する両親及び教育機関等の聴き取り結果や主治医から提供された診療情報等も考慮の上、審査請求人が31歳の時点で実施された本件検査の結果による判定が適切でないと判断している。

上記（ア）のとおり、18歳を超える対象者については18歳以降に発症した精神疾患による知的低下、加齢に伴う現象等について考慮すべきであるから、判定機関の長が他の手法によると判断したことは、要綱に基づいた適正な判断であるといえる。

#### （ウ）他の手法による判定内容に裁量の逸脱・濫用がないか

「他の手法」（要綱第5条第1項ただし書）の具体的な内容は、要綱等に定められていないことから、どのような手法を採用するかについては、知的障害者の福祉に関する専門技術的な知見を有する判定機関の長の合理的な判断に委ねられていると解され、医師の判断に当たって必要な情報を提供しないなどの判断過程に看過し難い過誤欠落があるなどの不合理な点がある場合には、裁量の逸脱・濫用として違法となるものというべきである。

本件において、医学的判定の資料として、判定機関は診断を行う医師に対し、発達期（18歳以前）の審査請求人の日常生活の能力の情報、主治医から提供された情報及び知能検査結果も含めた報告を行い、医師の診断の結果、令和6年1月22日付け医学的意見書においては、これまでの生活歴や判定歴、診察時の様子から軽度精神遅滞と判断されている。そして、判定機関の長は、上記医学的判定を踏まえて、審査請求人の障害の程度を軽度（B2）と決定している。これらの判断過程に不自然な点はなく、知能検査結果のみによることなく、心理記録や医師による医学的判定といった考慮すべき事項を踏まえた総合的な判定を経て、本件処分が行われたといえる。

したがって、判定機関の長が、審査請求人の障害の程度について、専門技術的な見地から、知能検査結果のみによるのではなく、医学的判定も考慮して軽度（B2）と判定したことに不合理な点はなく、裁量の逸脱・濫用は認められないから、本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

#### イ 判定方法の説明について

審査請求人は、本件検査の前に、ビネー式知能検査による判定が適切でないと判定機関の長が判断した場合は、他の手法によることも可能とする旨の説明がなかったことが違法又は不当であると主張する。

しかしながら、処分庁又は判定機関に交付対象児者に対して知能検査の前に要綱第5条ただし書の規定について説明すべき義務があるとの根拠は認められないため、事前に説明がなかったことをもって本件処分が違法又は不当とはならない。

#### ウ 知能検査結果により医学的判定の要否を選択したことについて

審査請求人は、知能検査結果により医学的判定の要否を選択できる状

況は、公平性を欠き違法又は不当であると主張する。

本件においては、審査請求人が療育手帳交付申請時 31 歳であり、おおむね 18 歳未満にあらわれる知的機能の障害の程度を判断するためには知能検査の結果による判定では適切でないと判定会議において判断される可能性があったことから、判定会議の前に医師の診察の予約を行うことが不自然であるとはいえない。また、要綱上、ビネー式知能検査の結果が出てから、当該検査による判定が適切であるか否かを判断することを禁止する趣旨の規定はなく、審査請求人の障害の程度の判定において医学的判定を要するとの判断が合理的なものであることは、上記ア(ア)及び同(イ)のとおりである。

したがって、判定機関の長の判定方法は合理的であり、要綱に反するものではないから、この点に違法又は不当はない。

#### エ 診断書について

審査請求人は、審査請求人の主治医の令和 6 年 6 月 27 日付け診断書によれば、「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」欄には「通院を含め、外出やかんたんな家事身の回りも一人では全く出来ず、保育士資格は取ったものの実際に就業出来る能力は全くなく、単身自立は全く不能」とされており、心理記録と合わせて総合的に判断すれば、中度以上の判定が適正であると主張する。

しかし、本件においては、上記アのとおり、心理記録の他、両親及び教育機関等から聴き取りを行い、主治医からの診療情報提供も含めた調査を踏まえて、医学的判定の要否及び医師の診断が行われていることから、本件処分に当たり、審査請求人の指摘する事実が除外されているとは認められない。

#### (4) 結語

よって、本件処分のうち、軽度（B 2）と判定した部分に誤りはなく、本件処分が違法又は不当であるということはできない。

以上によれば、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年6月20日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年7月11日	・弁明書等の受理
令和6年7月17日	・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年8月13日	・反論書の受理
令和6年8月14日	・反論書（副本）の送付
令和6年8月16日	・弁明書(2)等の提出依頼
令和6年9月4日	・弁明書(2)等の受理
令和6年9月6日	・弁明書(2)（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年9月25日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和6年10月23日	・提出書類等の閲覧等の決定
令和6年11月5日	・反論書(2)等の提出期限通知
令和6年12月3日	・反論書(2)の受理
令和6年12月5日	・反論書(2)（副本）の送付
令和7年5月30日	・審理手続の終結
令和7年6月4日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年6月10日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年7月8日	・調査審議
令和7年8月12日	・調査審議